

評価基準

評価項目	配点	着眼点	評価の着目点
1 提案内容に関する視点(小計)	80		
業務目的の理解度及び受託に必要な基本的知識	10	業務目的及び横浜市の集客及びプロモーションに関する現状と課題の理解(10)	<ul style="list-style-type: none"> ●本調査の目的や必要性を理解しているか。 ●実態調査(※1)や横浜市の文化芸術に関するこれまでの調査から明らかになった結果を理解し、横浜市の集客、プロモーションに関する現状と課題を理解しているか。
仮説及び調査条件の設定	10	調査の考え方・調査対象・標本数やエリアの分類の考え方(5)【提案】	<ul style="list-style-type: none"> ●調査対象、エリア分類等の考え方、仮設案が示されているなど各種調査の目的にてらして妥当、明確か。 ●各調査エリアに必要な標本数の考え方が妥当、明確か。
		モニターの確保数(5)	<ul style="list-style-type: none"> ●各調査エリアにおいて、分析に必要なモニター数を確保しているか。
調査の設計	30	施設・イベントの認知率等、文化芸術創造都市施策の浸透度の調査の設計(10)	<ul style="list-style-type: none"> ●実態調査を理解し、施設・イベントの認知率等、文化芸術創造都市施策の浸透度のトレンドを把握するために、適切な設計ができていますか。
		文化芸術に関する調査の設計(20)【提案】	<ul style="list-style-type: none"> ●横浜市民の文化芸術に関する意識及び活動の現状を把握するために適切な手法と設計がされているか。 ●文化芸術に関する意識・活動について、国内他都市との比較や要因と考えられる事柄を把握するために適切な手法と設計がされているか。
結果の分析	20	分析方法に対する考え方、プロセスの明確さ(10)【提案】	<ul style="list-style-type: none"> ●業務目的を達成するために必要な分析方法に対する考え方、結果の分析について、プロセスが明確に示されているか。 ●既存の調査やデータを活用した分析のプロセスになっているか。
		文化芸術に関する調査の分析(10)【提案】	<ul style="list-style-type: none"> ●仮説と分析を踏まえ、今後の本市施策検討への活用につながる提案となっているか。 ●ハード面、ソフト面の文化芸術施策の検討につながる分析となっているか。
集計方法と報告書等の作成	10	集計方法の内容や実施方針(5) 報告書の作成方針(5)	<ul style="list-style-type: none"> ●業務目的を達成するためのデータが得られることが期待できるクロス集計や集計方法が提案されているか。 ●集計方法が明確に提示されているか。 ●報告書の作成方針が明確に示されているか。
2 実施体制に関する視点(小計)	19		
従事スタッフの構成・人数と業務の実現性	10	・従事スタッフの構成・人数(5)	<ul style="list-style-type: none"> ●事業実施に十分な人数とその構成になっているか。 ●横浜市の概況や国内外での文化芸術・観光MICEの動向について知識を有しているか。
		・受託からのスケジュール設定(5)	<ul style="list-style-type: none"> ●無理のないスケジュールになっているか。
類似業務の実績	5	・類似調査の業務実績(5)	<ul style="list-style-type: none"> ●類似調査の実績があるか。
ワークライフバランスに関する取組	4	・ワークライフバランスに関する取組実績(4) ※3	<p>下記の点について1つ満たすごとに加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定しているか。(従業員101人未満の場合のみ加算) ●女性活躍推進法に定める「一般事業主行動計画」を策定しているか。(従業員301人未満の場合のみ加算) ●次の①～③のうち、いずれか一つを取得しているか ①次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク) ②女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし) ③よこはまグッドバランス賞の認定 ●青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定を取得しているか。
合計	99		

【評価】評価は1～5の5段階で行います。
(「ワークライフバランスに関する取組」項目は除く。)

5 特に優れている
4 優れている
3 普通
2 やや不十分である
1 不十分である

【補足】

※1 「実態調査」とは、直近4年に実施した「横浜市に関する意識・生活行動実態調査」とします。

※2 評価項目の着眼点ごとの評価で「1」があった場合は、受託候補者としての特定は行わないものとします。(「ワークライフバランスに関する取組」項目は除く。)

※3 「ワークライフバランスに関する取組」項目の評価は、4つの着目点について該当した数を評価点とします。